

道の駅あつみ移転整備事業
設計建設請負仮契約書（案）

目次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (あっせん又は調停)	1
第4条 (仲裁)	1
第5条 (通知等)	1
第6条 (通貨)	1
第7条 (計量単位)	2
第8条 (期間の計算)	2
第9条 (共同企業体)	2
第10条 (契約の保証)	2
第11条 (解釈等)	3
第2章 契約期間及び業務範囲等	3
第12条 (契約期間)	3
第13条 (契約期間の変更方法)	3
第14条 (設計業務の範囲)	3
第15条 (建設・工事監理業務の範囲等)	3
第16条 (JVの業務の実施方法)	4
第17条 (一括下請負の禁止)	4
第18条 (JVの契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)	4
第19条 (履行報告)	4
(支給材料及び貸与品)	5
第3章 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価	6
第20条 (設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払い)	6
第21条 (設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更方法等)	6
第22条 (支払限度額及び出来高予定額)	6
第23条 (前払金)	6
第24条 (保証契約の変更)	8
第25条 (前払金の使用等)	8
第26条 (部分払)	8
第27条 (設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更)	9
第4章 特許権等、著作権及び秘密保持	9
第28条 (特許権等の使用)	9
第29条 (著作権の利用等)	9
第30条 (著作権の譲渡禁止)	10
第31条 (著作権の侵害防止)	10
第32条 (秘密保持義務及び個人情報の取扱い)	10
第5章 作業の実施	11
第1節 設計業務	11
第33条 (設計業務の実施)	11
第34条 (管理技術者)	11
第35条 (管理技術者等に対する措置請求)	12
第36条 (設計の手順)	12
第37条 (設計に係る許認可及び届出)	12
第38条 (設計に対する市のモニタリング)	13
第39条 (要求水準書等の変更)	13
第2節 建設業務	13
第40条 (事前調査)	13

第 41 条	(建設業務の実施)	13
第 42 条	(監督職員)	14
第 43 条	(現場代理人及び主任技術者等)	14
第 44 条	(工事関係者に関する措置請求)	15
第 45 条	(施工管理)	15
第 46 条	(工事場所)	15
第 47 条	(建設機械及び機器)	16
第 48 条	(臨機の措置)	16
第 49 条	(建設に係る許認可及び届出)	16
第 50 条	(建設業務に対する市によるモニタリング)	16
第 3 節	工事監理業務	17
第 51 条	(工事監理業務の実施)	17
第 52 条	(管理技術者)	17
第 53 条	(管理技術者等に対する措置請求)	17
第 54 条	(工事監理業務に対する市によるモニタリング)	17
第 6 章	完成	18
第 55 条	(引渡し)	18
第 56 条	(引渡し前の使用)	18
第 7 章	遅延、保証及び契約不適合責任	19
第 57 条	(履行遅滞の場合における損害金等)	19
第 58 条	(契約不適合責任)	19
第 59 条	(契約不適合責任期間等)	19
第 8 章	損害賠償及び危険の負担	20
第 60 条	(JV の責任)	20
第 61 条	(一般的損害)	20
第 62 条	(第三者に及ぼした損害)	21
第 63 条	(保険)	21
第 9 章	契約条件の変更及び解除等	21
第 64 条	(法令変更)	21
第 65 条	(不可抗力)	22
第 66 条	(建設工事等に伴う近隣対応・対策)	23
第 67 条	(JV に起因する条件変更)	23
第 68 条	(市に起因する条件変更)	23
第 69 条	(工事の中止)	24
第 70 条	(市の解除)	24
第 71 条	(契約が解除された場合等の違約金)	25
第 72 条	(JV の解除)	26
第 73 条	(市の任意解除)	26
第 74 条	(解除に伴う措置)	26
第 75 条	(市の損害賠償請求等)	27
第 76 条	(JV の損害賠償請求等)	28
第 10 章	補則	28
第 77 条	(本請負契約に基づく権利の譲渡禁止)	28
第 78 条	(監督又は検査の委託)	28
第 79 条	(遅延利息)	28
第 80 条	(管轄裁判所)	29
第 81 条	(本請負契約に定めのない事項)	29

道の駅あつみ移転整備事業
設計建設請負仮契約書（案）

1. 名 称 道の駅あつみ移転整備事業 設計建設工事
2. 工 事 場 所 山形県鶴岡市鼠ヶ関字中道地内（鶴岡市温海地域）
3. 契 約 期 間 始期 本請負契約締結日
終期 令和9年3月31日
4. 契 約 金 額 金●●●円（設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円）
5. 契約保証金額 金●円

道の駅あつみ移転整備事業（以下「本事業」という。）について、鶴岡市（以下「市」という。）と●（以下「JV」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によってこの設計建設請負仮契約（以下「本請負契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本請負契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号、「鶴岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（平成17年10月1日条例第63号）第2条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、鶴岡市議会の議決後通知をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本請負契約は、本請負契約が鶴岡市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合においてJVにこのことにより損害を生じた場合においても、市は一切その賠償の責に任じない。

（仮契約日）令和●年●月●日

市
鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
鶴岡市長 皆 川 治

JV
住所 ●
代表者 ●

道の駅あつみ移転整備事業 設計建設請負契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本請負契約における用語の定義は、特に本請負契約で定義されている用語を除き、市、●及び●が締結した令和6年●月●日付道の駅あつみ移転整備事業に関する基本契約書別紙1の用語の定義のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本請負契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本請負契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本請負契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本請負契約の変更は書面で行う。

(あっせん又は調停)

第3条 本請負契約の各条項において市及びJVで協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に、市が定めたものについてJVに不服があるときその他本請負契約に関して市及びJVの間に紛争を生じたときには、市及びJVは、建設業法（昭和24年法律第100号）による山形県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他JVが工事（第15条各号に定める業務（(3)工事監理業務及び(4)所有権設定に係る業務を除く。）を総称していう。以下同じ。）を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第45条第3項の規定によりJVが決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後又は市若しくはJVが決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及びJVは、前項の規定によるあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第4条 市及びJVは、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、別途合意する仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(通知等)

第5条 本請負契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本請負契約に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第6条 金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第7条 市及びJVとの間で用いる計量単位は、要求水準書に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第8条 期間の定めは、本請負契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(共同企業体)

第9条 市は、本請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行い、市が当該代表者に対して行った本請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体を構成する全ての事業者に対して行ったものとみなし、また、JVは、市に対して行う本請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

2 JVを構成する各企業は、本請負契約上の債務につき連帯して責任を負い、本請負契約上の損害については、連帯してこれを賠償する。

(契約の保証)

第10条 JVは、本請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、市管理者が確実であると認める公社債券）の提供
 - (3) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
 - (4) 本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 3 前項の規定による保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、JVが同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の10分の1に達するまで、市は保証の額の増額を請求することができ、JVは保証の額の減額を請求することができる。

(解釈等)

第11条 市及びJVは、本請負契約と共に、基本契約書、入札説明書等、要求水準書等及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

- 2 本請負契約、基本契約書、入札説明書等、要求水準書等と事業提案書との間に齟齬がある場合、本請負契約、基本契約書、要求水準書等、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書等に優先する。

第2章 契約期間及び業務範囲等

(契約期間)

第12条 本請負契約の契約期間は、本請負契約締結時から建設工事完了日までとし、作業の日程は別紙1に示すとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その性質上当然に契約期間以後も効力を有すべき規定については、本請負契約の契約期間終了後も有効とする。

(契約期間の変更方法)

第13条 契約期間の変更については、市及びJVで協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、JVに通知する。

- 2 前項の規定による協議開始の日については、市がJVの意見を聴いて定め、JVに通知する。ただし、市が、契約期間の変更事由が生じた日（本請負契約の規定により、市又はJVが契約期間変更の請求を受けた場合には、当該請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、JVは、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(設計業務の範囲)

第14条 JVが実施すべき設計業務（本施設及び国施設の設計に関する業務をいう。以下同じ。）の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書等及び事業提案書の記載に従う。

- (1) 設計業務
- (2) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (3) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(建設・工事監理業務の範囲等)

第15条 JVが実施すべき建設・工事監理業務（本施設及び国施設の建設・工事監理に関する業務をいう。以下同じ。）の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書等及び事業提案書の記載に従う。

- (1) 建設業務
- (2) 什器・備品等調達設置業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 所有権設定に係る業務
- (5) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(JVの業務の実施方法)

第16条 JV は、要求水準書等に記載のない場合でも、要求性能を充足し、本公共施設を適正に使用する為に必要なものは、JV の費用と責任において設計又は施工しなければならない。

- 2 JV は、自らの費用及び責任により、その業務の実施に必要な人員を確保し、資材を調達し、その他関連するサービスを提供する。
- 3 JV は、事業提案書に記載された提案内容を実施し、市は、係る提案に記載された内容が実施されていないと認めるときは、JV に事業提案書に記載された内容を実施するよう求めることができる。

(一括下請負の禁止)

第17条 JV は、設計業務及び建設・工事監理業務の全部若しくはその主たる部分又はその他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の設計若しくは工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 JV は、前項の場合を除き、市の事前の書面による承諾を得た場合には設計業務及び建設・工事監理業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員である場合には、市に対する事前の通知で足りる。
- 3 前項の規定による設計業務及び建設・工事監理業務の委託又は下請けは、全て JV の責任において行うものとし、受託者又は下請人の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、JV の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 第2項の場合において、JV は、市に対して、受託者及び下請人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(JVの契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第18条 JV は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（JV が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 3 前項の規定にかかわらず、JV は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、JV は、市の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を市に提出しなければならない。

(履行報告)

第19条 JV は、要求水準書により、本請負契約の履行について市に報告しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第20条 市は、要求水準書に規定あるときは、JV に工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与する。市がJV に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督職員（第43条第1項の監督職員をいう。以下同じ。）は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、JV の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認められたときは、JV は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 3 JV は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 JV は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の確認により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適当でないと認められたときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 5 市は、JV から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用をJV に請求しなければならない。
- 6 市は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 市は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を変更し、又はJV に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 JV は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 JV は、工事の完了、設計図書（第37条第4項の設計図書をいう。以下同じ。）の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市に返還しなければならない。
- 10 JV は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 JV は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

第3章 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価

(設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払い)

第21条 JVは、第56条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、別紙2に規定する設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払いを請求することができる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により第56条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下本項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更方法等)

第22条 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更については、第28条に基づく変更を除き、市及びJVで協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、JVに通知する。

- 2 前項ただし書の規定による協議開始の日については、市がJVの意見を聴いて定め、JVに通知する。ただし、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更事由が生じた日から7日以内に市が協議開始の日を通知しない場合には、JVは、協議開始の日を定め、市に通知することができる。
- 3 本請負契約の規定により、JVが増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市が負担する必要な費用の額については、市及びJVで協議して定める。

(支払限度額及び出来高予定額)

第23条 本請負契約において、各会計年度における設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別紙3に定めるとおりとする。

(前払金)

第24条 JVは、保証事業会社と、建設工事完了予定日(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を市に寄託して、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第27条第1項の請負代金相当額(以下本条及び第27条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下同じ。)の10分の4以内の前払金の支払いを市に請求することができる。ただし、本請負契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、JVは、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 JV は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件のすべてを満たした場合において、保証事業会社と中間前金払に関し建設工事完了予定日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、当該会計年度の出来高予定額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を市に請求することができる。ただし、この項本文の規定により支払を請求する額と第 1 項の規定による請求により支払を受けた前払金額との合計額は、当該会計年度の出来高予定額の 10 分の 6 を超えることができない。
 - (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- 4 JV は、前項の中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（鶴岡市建設工事請負契約約款様式（以下「様式」という。）第 10 号の 2）に工事履行報告書（様式第 10 号の 3）を添えて市に提出し、中間前金払に関する認定を受けなければならない。この場合において、市は、JV の請求があつたときは、その日から起算して原則として 7 日以内に、当該認定を行うかどうかを判断し、及び当該認定を行うときは中間前金払認定調書（様式第 10 号の 4）により JV に通知しなければならない。
- 5 JV は、当該会計年度の出来高予定額が増額された場合（増額する額が当該会計年度の出来高予定額の 10 分の 4 を超える場合に限る。）においては、その増額後の当該会計年度の出来高予定額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 6 JV は、当該会計年度の出来高予定額が減額された場合（受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高予定額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 7）を超える場合に限る。）においては、JV は、当該会計年度の出来高予定額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、JV が本項の期間内に第 27 条の規定による支払いを請求するときは、市は、その支払額からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金を増額した場合において、増額後の当該会計年度の出来高予定額が減額前の当該会計年度の出来高予定額未満の額である時は、JV は、受領済みの前払金の額からその増額後の当該会計年度の出来高予定額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 7）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 市は、JV が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、本請負契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 9 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定にかかわらず、JV は、請負代金相当

額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- 10 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第25条第3項の規定を準用する。

(保証契約の変更)

- 第25条 JV は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
- 2 JV は、前項に定める場合のほか、当該会計年度の出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
 - 3 JV は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第26条 JV は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第27条 JV は、工事の完成前に、出来形部分及び第43条第3項より確認を受けた工事材料（以下、本条において「確認済工事材料」という。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。各会計年度において、部分払を請求できる回数は各会計年度3回を超えることができない。
- 2 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、JV は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、JV は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
 - 3 JV は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は確認済工事材料の確認をするための検査を、工事出来形検査請求書（様式第11号）により市に請求しなければならない。
 - 4 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、JV の立会いの上、設計図書（要求水準書第2章第3節5に定める提出書類をいう。以下同じ。）に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果をJV に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由をJV に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、JV の負担とする。

- 6 JV は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。
- (1) 前払金の支払いを受けている会計年度

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$
 - － (前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)
 - － {請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額)}
$$\times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- (2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている会計年度

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$
 - － (前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)
 - － {請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額)}
$$\times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

(設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更)

第28条 サービスの対価の改定方法は、別紙4に記載する「サービスの対価の改定方法」とおりとする。

第4章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等の使用)

第29条 JV は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、JV がその存在を知らなかったときは、市は、JV がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(著作権の利用等)

第30条 市が本請負契約に基づきJV に対して提供した情報、書類、図面等(市が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、市に帰属する。

- 2 JV は、成果物(JV が本請負契約に基づき市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係るJV の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡する。
- 3 JV は、市が本事業に係る著作物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。また、JV は、自ら又は著作権者(市を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本公共施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
 - (3) 本公共施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市又は市が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
 - (4) 本公共施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること
 - (5) 本公共施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 JV は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物及び本公共施設の内容を公表すること
 - (2) 本公共施設に JV の実名又は変名を表示すること
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
- 5 市は、成果物及び本公共施設について、成果物及び本公共施設が著作物に該当するかどうかに関わらず、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本請負契約の終了後も存続する。

(著作権の譲渡禁止)

第31条 JV は、本請負契約に特に定める場合を除き、自ら又は著作権者をして、成果物並びに本公共施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第32条 JV は、成果物並びに本公共施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

- 2 JV は、成果物又は本公共施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、JV がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第33条 市及び JV は、本請負契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本請負契約の履行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本請負契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報

- (4) 市及びJVが、本請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、市及びJVは、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市及びJVにつき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者及びJVの下請企業に開示する場合
 - (5) 市が市の議会に開示する場合
 - (6) 市が本公共施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合、本設進入出路等本事業に関連する工事のJVに対し開示する場合、又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 JVは、本請負契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、鶴岡市個人情報保護条例（平成17年10月1日条例第9号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第5章 作業の実施

第1節 設計業務

（設計業務の実施）

第34条 JVは、契約関係書類に従い、本公共施設の設計を行わなければならない。

（管理技術者）

第35条 JVは、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者指定（変更）通知書（様式第6号）及び管理技術者経歴書（様式第7号）により市に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、本請負契約のうち設計業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更、履行期間の変更、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づくJVの一切の権限を行使することができる。
- 3 JVは、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第36条 市は、管理技術者又はJVの使用人若しくは第17条第2項の規定によりJVから業務を委任された者若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、JVに対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 JVは、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。
 - 3 JVは、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
 - 4 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内にJVに通知しなければならない。

(設計の手順)

- 第37条 JVは、本請負契約締結後直ちに、事業提案書に基づき基本設計を開始する。
- 2 JVは、事業提案書を変更することはできない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、JVは、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号については市の費用負担において、第2号ないし第4号についてはJVの費用負担において、事業提案書を変更することができる。
 - (1) 市の指示により変更する場合
 - (2) 事業提案書に要求水準書等に適合しない箇所がある場合
 - (3) 事業提案書に従った場合、要求性能を満足することができない場合
 - (4) 変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ市の承諾を得た場合
 - 4 JVは、基本設計又は実施設計の開始後、それぞれの設計書類（要求水準書第2章第3節5に定める提出図書をいう。以下同じ。）を市に提出し、市はその内容を承諾する。係る市の承諾は、原則として設計図書受領後14日以内に行う。JVは、係る承諾を得た後でなければ、工事を開始することはできない。
 - 5 市は、承諾した本公共施設の設計図書について、本公共施設の工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。
 - 6 JVは、第4項の規定による市の承諾が、JVの責任を何ら軽減又は免除させるものでないことを確認する。
 - 7 JVは、設計図書について、要求水準書等に適合しない箇所を発見した場合は、JVの負担において設計図書を修正する。
 - 8 市は提出された設計図書について、それが要求水準書等に規定される本公共施設の要件を満たさないこと、要求水準書等及び事業提案書に反していること等を理由として、修正を求めることができる。係る修正の内容は、理由を付してJVに通知する。
 - 9 市に提出した設計図書について市より修正の通知があった場合、JVは自らの費用と責任において係る設計図書を改訂して再提出するか、又は係る設計図書の修正通知について意見を述べるることができる。JVが意見を述べたときは、市の修正の内容について市及びJVが協議して、その取扱いを定める。

(設計に係る許認可及び届出)

第38条 JV は、本公共施設の設計に関する本請負契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

- 2 市は、JV からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(設計に対する市のモニタリング)

第39条 JV は、本公共施設の設計の進捗状況に関して、月に1回以上市に対して報告を行うものとする。

- 2 市は、適正かつ確実な整備を確保するため、随時、本公共施設の設計図書等の閲覧等の確認及び業務実施状況の報告を要求することができるものとし、JV は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。
- 3 市は、前項の確認等の実施を理由として、本公共施設の設計業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(要求水準書等の変更)

第40条 市は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容をJVに通知して、本公共施設の設計図書の変更を指示することができる。この場合において、市は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を変更し、又はJVに損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第2節 建設業務

(事前調査)

第41条 JV は、自らの責任及び費用において、工事の施工のために必要な測量、地質調査等(以下「各種調査等」という。)を行う。JV は、各種調査等を行う場合には、市に事前に通知し、また各種調査等の結果を報告しなければならない。

- 2 JV が前項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又はJV が各種調査等を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は、JV が負担する。
- 3 事業予定地に工事の施工に支障をきたす障害物が発見され、当該障害物の存在が本請負契約締結時には要求水準書等及び入札説明書等から予見できるものである場合には、JV は、当該障害物の除去等を自らの費用と責任において行い、予見できなかったものである場合には、直ちにその旨を市に通知しなければならない。
- 4 JV は、前項の規定による通知を行った後、当該通知に係る障害物を適切な方法により除去して工事を続行するための追加費用の見積り及びそれにより生じることが予想される工事工程の遅れの見込みを、市に通知しなければならない。
- 5 市は、前項の規定による通知を受領した後、速やかに、工事の続行、障害物除去の方法及び追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。ただし、市は、工事の続行が不可能と判断したときは、本請負契約を解除することができる。

(建設業務の実施)

第42条 JV は、第37条第4項の規定による市の承諾後速やかに、契約関係書類に従い、本公共施設に係る工事を開始する。

(監督職員)

第43条 市は、工事の施工を監督させるため、監督職員を置くことができる。

- 2 市は、監督職員を置いたときは、監督職員指定(変更)通知書(様式第4号)により、その職及び氏名をJVに通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、本請負契約に定めるもの及び本請負契約に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についてのJV又はJVの現場代理人に対する承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又はJVが作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験又は検査(確認を含む。)
- 4 市は、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に本請負契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、JVに通知しなければならない。
- 5 市が監督職員を置いたときは、本請負契約の規定による請求、通知、報告、申出、承諾、解除等については、本請負契約又は要求水準書に特に定めるものを除き、監督職員を経由して行う。この場合においては、監督職員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。
- 6 監督職員の指示、確認又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- 7 市が監督職員を置かないときは、本請負契約に定める監督職員の権限は、市に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第44条 JVは、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、現場代理人等指定(変更)通知書により(様式第5号)、その氏名その他必要な事項を市に届け出なければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法第26条第2項の規定に該当する場合にあつては監理技術者とし、同条第2項の規定に該当する場合にあつては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあつては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、本請負契約の履行のため、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更、契約期間の変更、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本請負契約の解除に係る権限を除き、本請負契約に基づくJVの一切の権限を行使することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、市は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人を工事現場に常駐させないことができる。
- 4 JV は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 5 JV は、本請負契約が建設業法第26条第3項の規定に該当するものであるときは、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任の者とし、同条第4項の規定に該当するものであるときは、監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けた者としなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第45条 市は、現場代理人（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者を兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、JV に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 市又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、その他 JV が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、JV に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 JV は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。
 - 4 JV は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から10日以内に JV に通知しなければならない。

(施工管理)

- 第46条 JV は、日報及び月報（工事関係車両台数の集計を含む。月報には、進捗率管理表、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真を含む）を添付する。）を作成し、市に提出しなければならない。
- 2 JV は、理由の如何を問わず、工事工程の遅延が明らかになったとき、又は遅延のおそれが明らかになったときは、その旨を速やかに市に報告しなければならない。この場合、市及びJV は、別紙1に記載の工事日程に従った本公共施設の整備の日程を達成するような方策について協議する。

(工事場所)

第47条 工事は、事業予定地内で行わなければならない。ただし、要求水準書等に別段の定めのある業務及び業務の性質上事業予定地内で実施することが不適当なものについては、この限りではない。

(建設機械及び機器)

第48条 JV が工事のために現場に搬入した建設機械及び機器は、工事のためのみに使用し、緊急の事由が生じた場合を除き、他のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 JV は、建設工事完了日までに、建設機械及び機器、工所用仮設物、その他の建設資材を事業予定地から撤収する。

(臨機の措置)

第49条 JV は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、JV は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 JV は、前項ただし書きの場合においては、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、JV に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 JV が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置が不可抗力又は市の責に帰すべき事由に基づくことを JV が明らかにした場合は、JV が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で JV が設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の範囲内において負担することが適当でないと認められるものは市が負担し、その他のものは JV が負担する。ただし、不可抗力によって、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に発生した損害については、第66条の規定に従う。

(建設に係る許認可及び届出)

第50条 JV は、本公共施設の建設工事等に関する本請負契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

- 2 市は、JV からの要請があった場合、前項の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。
- 3 JV は、市が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(建設業務に対する市によるモニタリング)

第51条 市は、JV が契約関係書類に従い本公共施設の建設業務を実施していることを確認するために、事業者に対し説明を求めることができ、かつ、建設工事等の現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとする。

- 2 JV は、前項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して最大限の協力をし、請負人をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。

- 3 前2項に規定する説明等の結果、事業者による建設業務が、契約関係書類を満たしていないものと認められる場合、市は、JV に対してその是正を求めることができるものとする。JV は、その要求について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 市は、前3項に規定する立会い又は確認等の実施を理由として、本公共施設の建設業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第3節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第52条 JV は、契約関係書類に従い、工事監理業務を行わなければならない。

(管理技術者)

第53条 JV は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者指定(変更)通知書(様式第6号)及び管理技術者経歴書(様式第7号)により市に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、設計業務の技術上の管理技術者と同一の者であってはならない。
- 3 管理技術者は、本請負契約のうち工事監理業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の変更、履行期間の変更、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づくJVの一切の権限を行使することができる。
- 4 JV は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第54条 市は、管理技術者又はJVの使用人若しくは第17条第2項の規定によりJVから業務を委任された者若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、JVに対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

- 2 JV は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。
- 3 JV は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 4 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内にJVに通知しなければならない。

(工事監理業務に対する市によるモニタリング)

- 第55条 市は、JV が契約関係書類に従い本施設の工事監理業務を実施していることを確認するために、事業者に対し説明を求めることができ、かつ、建設工事等の現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとする。
- 2 JV は、前項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して最大限の協力をし、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わなければならない。
 - 3 前2項に規定する説明等の結果、事業者による工事監理業務が、契約関係書類を満たしていないものと認められる場合、市は、JV に対してその是正を求めることができるものとする。JV は、その要求について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。
 - 4 市は、前3項に規定する立会い又は確認等の実施を理由として、本公共施設の工事監理業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第6章 完成

(引渡し)

- 第56条 JV は、本公共施設に係る工事が完了し、完成図書（要求水準書第3章第3節5に定める完成図書をいう。）を市に提出したときは、直ちに完成通知書（様式第9号）により市に通知しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、JV の立会いの上、本公共施設に係る工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果をJV に通知しなければならない。ただし、JV が正当な理由なく立会いに応じない場合は、JV の立会いを得ずに検査を行うことができる。
 - 3 市は、必要があると認められるときは、その理由をJV に通知して、本公共施設を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、JV の負担とする。
 - 4 市は、第2項の規定による検査によって本公共施設に係る工事の完成を確認した後、JV が工事目的物引渡書（様式第10号）により本公共施設の引渡しを申し出たときは、直ちに当該施設の引渡しを受けなければならない。
 - 5 市は、JV が前項の申出を行わないときは、当該施設の引渡しを設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、JV は、当該請求に応じなければならない。
 - 6 JV は、第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じた上で市の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置を講じたことを本公共施設に係る工事の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(引渡し前の使用)

- 第57条 市は、前条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、本公共施設の全部又は一部をJV の承諾を得て使用することができる。
- 2 市は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 市は、第1項の規定により、本公共施設の全部又は一部を使用したことによってJV に損害を及ぼしたときは、必要な修補費用を負担しなければならない。

第7章 遅延、保証及び契約不適合責任

(履行遅滞の場合における損害金等)

第58条 JV の責めに帰すべき事由により、建設工事完了日が建設工事完了予定日より遅延する場合は、市は、損害金の支払いを JV に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価から出来高部分に相応する設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額とする。
- 3 前項までに規定する損害金の徴収は、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価から控除する方法により行うものとする。
- 4 市の責に帰すべき事由により、第21条の規定による設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払いが遅れた場合においては、JV は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

(契約不適合責任)

第59条 市は、引き渡された設計図書又は工事目的物が契約不適合であるときは、JV に対し、設計図書又は目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、JV は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) JV が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計図書又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、JV が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第60条 市は、引き渡された工事目的物に関し、第56条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、JV は、その責任を負わない。

ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠等を示して、JVの契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
- 4 市が第1項又は第2項に規定する請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、かつ、その旨をJVに通知した場合において、市が当該通知した日から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 5 市は、第1項又は第2項の請求等をしたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合がJVの故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関するJVの責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちにJVに通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、JVがその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条各項に規定する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は、適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、JVがその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第8章 損害賠償及び危険の負担

（JVの責任）

第61条 JVは、本請負契約締結日から建設工事完了日まで、事業予定地に存する資材、建造物、その他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負い、かつ、その作業の結果について責任を負う。

（一般的損害）

第62条 建設工事完了日前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本請負契約の履行に関して生じた損害（次条第1項ただし書き若しくは第2項又は第66条第1項に規定する損害を除く。）については、JVがその費用を負担する。ただし、その損

害（第 64 条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第63条 工事の施工について第三者に損害が生じたときは、JV がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（次条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち市の責に帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本請負契約の履行につき JV が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、JV が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他本請負契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び JV で協力してその処理解決に当たる。

（保険）

第64条 JV は、本公共施設の建設に関連する損失や損害に備えて、別紙 5 に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任及び費用において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券又は保険証書の写しを市に提出しなければならない。ただし、JV は、本条に基づく保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証券又は保険証書の内容について市の確認を得なければならない。

第 9 章 契約条件の変更及び解除等

（法令変更）

第65条 JV は、本請負契約締結日以降、法令等が変更されたことにより本請負契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を市に通知しなければならない。係る法令等の変更により、工事内容の変更が必要となったときには、市及び JV は、契約期間の変更につき協議する。

- 2 JV は、本請負契約締結日以降、法令等が変更されたことにより、工事の施工に関して合理的な追加費用が発生した場合、市に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について市と協議することができる。係る協議が、協議開始の日から 60 日以内に整わない場合、市及び JV は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	市負担割合	JV 負担割合
本公共施設及び本公共施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直	100%	0%

接的に規定することを目的とした法令等の変更
及びJVの合理的努力によっても吸収できない資
本的支出を伴う法令等の変更の場合

上記の法令等以外の法令等の変更の場合 0% 100%

- 3 市が支払う設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、市が負担する。
- 4 市は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。

(不可抗力)

第66条 不可抗力により、工事の完了前に、工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき、又は建設工事完了予定日まで
に工事を完了することができないときは、JVは、当該事実の発生後直ちにその旨を
市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、契約期間の変更につ
いてJVと協議を行うとともに、前項の損害(JVが善良な管理者の注意義務を怠ったこと
に基づくもの及び第64条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。
以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果をJVに通知しなければならない。
- 3 JVは、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害の回復に要する
費用の負担を市に請求することができる。
- 4 市は、前項の規定によりJVから損害の回復に要する費用の負担の請求があったとき
は、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは
建設機械器具であって、市による検査、立会いその他JVの工事に関する記録等によ
り確認することができるもの)に係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費
用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち設計業務及び建設・工事監理業
務に係るサービスの対価の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより
算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する設計業務及び建設・工事監理業務に係るサー
ビスの対価とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する設計業務及び建
設・工事監理業務に係るサービスの対価とし、残存価値がある場合にはその評価額
を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当
該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事
目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能

を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 第4項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の100分の1を超える額」とあるのは「設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替える。
- 7 市は、不可抗力により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。

(建設工事等に伴う近隣対応・対策)

- 第67条 事業者は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事等が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、市に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。
- 2 市は、事業者からの要請がある場合、事業者による近隣対応・対策に対し必要な協力を行うものとする。

(JVに起因する条件変更)

- 第68条 市又は監督職員は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちにJVに通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと
- 3 JV又は現場代理人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、市又は監督職員の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
 - 4 JVは、市の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を市に通知しなければならない。
 - 5 JVは、前項の調査の結果により、市との協議の上、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市との協議の上、設計図書の変更等をJVの責任及び費用において行う。ただし、建設工事完了予定日の変更を行うことはできない。
 - 6 前項の規定により設計図書の変更等が行われた場合において、市に費用負担及び損害が発生した場合、市は、当該費用負担及び損害につき、合理的な範囲において、JVに請求することができ、JVは、請求を受けた場合には速やかに支払う。

(市に起因する条件変更)

- 第69条 JVは、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市又は監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること
 - (2) 要求水準書等の表示が明確でないこと

- (3) 事業予定地の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書等及び入札説明書等から合理的に予想される自然的又は人為的な施工条件と実際の事業予定地が一致しないこと
- (4) 要求水準書等及び入札説明書等から合理的に予想されない、施工条件に関する予期できない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、JV 又は現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、JV が立会いに応じない場合は、JV の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 市は、JV の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果（これに基づき JV がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を JV に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ JV の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 市は、前項の調査の結果により、第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書等及び事業提案書の変更又は契約期間の変更を行う。第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は JV と協議の上要求水準書等及び事業提案書の変更又は契約期間の変更を行う。
- 5 第 1 項各号に掲げる事実に起因して、本公共施設の施工に関して JV に追加費用及び損害が発生した場合、市は、当該追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。

(工事の中止)

第70条 工事用地等の確保ができない等のため又は不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、JV が工事を施工できないと認められるときは、市は、工事の中止内容を直ちに工事中止通知書により JV に通知して、本請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。この場合において、市は、契約期間又は契約金額を変更することができる。

- 2 市は、前項の場合のほか、必要があると認めるときは、本請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 市は、前 2 項の規定に基づいて工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を変更し、又は JV が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械及び機器等を保持するための費用その他本請負契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは JV に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(市の解除)

第71条 市は、JV が次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき

- (2) その責めに帰すべき事由により契約期間内に履行を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき
- (3) 第 17 条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括請負させたとき
- (4) 現場代理人及び主任技術者等を設置しなかったとき
- (5) 本請負契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- (6) JV が第 73 条によらないで契約の解除を申し出たとき
- (7) 建設業法の規定による許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
- (8) JV の代表者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算その他これらに類する倒産手続のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、若しくはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき
- (9) 第 24 条第 6 項の規定により市の指定した期間内に前払金又は中間前払金を返還しないとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、JV は、設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の 10 分の 1 に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、市が基本協定第 4 条第 1 項の規定により賠償金の支払いを請求するときは、本項による違約金を重ねて請求することはできない。

- (1) 前条の規定により本請負契約が解除された場合
 - (2) JV が本請負契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、JV の責めに帰すべき事由によって JV の本請負契約に基づく債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本請負契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) JV について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) JV について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) JV について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項本文の場合において、第 10 条の規定により契約保証金（同条第 5 号の保険を付した場合に、市に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当する。
- 4 前条又は本条第 2 項の規定により本請負契約が解除された場合において、市に発生した損害が第 1 項の規定による違約金の金額を超過しているときは、市は、JV に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。
- 5 市は、維持管理・運營業務委託契約が解除された場合、本請負契約を解除することができる。

(JVの解除)

- 第73条 JVは、次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。
- (1) 第40条の規定により要求水準書を変更したため設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価が3分の2以上減少したとき
 - (2) 第70条第2項の規定による工事の施工の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
 - (3) 市が、本請負契約に違反し、その違反によって本請負契約に基づく債務の履行が不可能となったとき
- 2 JVは、前項の規定により本請負契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(市の任意解除)

- 第74条 市は、工事が完了するまでの間は、必要があるときは、本請負契約を解除することができる。
- 2 市は、前項の規定により本請負契約を解除したことによりJVに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第75条 市は、本請負契約が解除された場合には、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由をJVに通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。市が出来形の引渡しを受けないときは、JVは、本公共施設を撤去した上で、第7項に定めるところに従い事業予定地を市に返還しなければならない。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、JVの負担とする。
 - 3 市は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額（以下「出来形相当額」という。）をJVに支払わなければならない。この場合において、第24条の規定により前払金又は中間前払金が支払われているときは、出来形相当額から、JVが受領済みの前払金又は中間前払金の額（第26条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。）を控除する。
 - 4 前項の場合において、JVが受領済みの前払金又は中間前払金の額が出来形相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、JVは、当該受領済みの前払金又は中間前払金の額から当該出来形相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を市に返還しなければならない。この場合において、本請負契約の解除が第71条又は第72条第2項の規定によるときは、余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付して市に返還しなければならない。
 - 5 JVは、本請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料がJVの故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると

きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 **JV** は、本請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が **JV** の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 **JV** は、本請負契約が解除された場合において、事業予定地に **JV** が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、**JV** は、当該物件を撤去するとともに、事業実予定地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、**JV** が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業予定地の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、**JV** に代わって当該物件を処分し、事業予定地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、**JV** は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 9 第5項前段及び第6項前段に規定する **JV** のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第71条又は第72条第2項の規定によるときは市が定め、第73条又は前条の規定によるときは、**JV** が市の意見を聴いて定める。第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する **JV** のとるべき措置の期限、方法等については、市が **JV** の意見を聴いて定める。

(市の損害賠償請求等)

第76条 市は、**JV** が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第71条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、**JV** は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第71条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、**JV** がその債務の履行を拒否し、又は **JV** の責めに帰すべき事由によって **JV** の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) **JV** について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) **JV** について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) JVについて再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らしてJVの責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当する場合において、市は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。
 - 6 第2項の場合において、第10条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(JVの損害賠償請求等)

- 第77条 JVは、市が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第73条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 3 第21条第2項の規定による設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の支払いが遅れた場合においては、JVは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

第10章 補則

(本請負契約に基づく権利の譲渡禁止)

- 第78条 両当事者は、相手方の書面による同意がある場合を除き、本請負契約上の地位若しくは本請負契約に基づく権利義務を譲渡し、又は担保権の設定をすることはできない。
- 2 JVは、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち部分払の請求が認められたもの又は工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保権の設定をすることができない。

(監督又は検査の委託)

- 第79条 市は、必要があると認めるときは、市の職員以外の者に委託して、本請負契約の規定による監督又は検査をさせることができる。
- 2 前項の場合において、市は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を、書面をもってJVに通知しなければならない。

(遅延利息)

- 第80条 市は、JVが本請負契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の遅延損害金は、市の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第81条 仲裁により解決できない紛争に関し、市及びJVは、山形地方裁判所鶴岡支部の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本請負契約に定めのない事項)

第82条 本請負契約に定めのない事項については、必要に応じて、市及びJVが別途協議して定める。

別紙1 工事日程（第12条）

工事日程

本公共施設の設計及び建設・工事監理業務期間

本請負契約締結日～令和●年●月●日

別紙 3 支払限度額及び出来高予定額（第 23 条関係）

本請負契約における支払限度額及び出来高予定額については、次のとおりとする。

(1) 各会計年度における設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対の支払限度額

令和●年度 円

令和●年度 円

(2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

令和●年度 円

令和●年度 円

(3) 市は、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

別紙4 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の改定方法（第28条関係）

設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方は、以下のとおりである。

- ・ 建設・工事監理業務のサービスの対価（公租公課を除く。）については、本請負契約に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年10月（提案書提出時）の「建築費指数・工事原価一店舗：建設物価指数月報（財団法人建設物価調査会）」を用い、本施設の着工時期の同指数と比較して1.5パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。
- ・ 建設・工事監理業務の物価変動に基づくサービス対価の改定は、次式によって表されるものとする。

本施設の建設工事の物価変動率＝【本施設の工事着工日の属する月、又は令和●年●月[事業者の提案による]の早い方の月の建築費指数】÷【令和5年10月の建築費指数】－1

※ 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率＞0.015の場合

改定後の施設整備費＝提案時の施設整備費×(1+(物価変動率)－0.015)

物価変動率＜－0.015の場合

改定後の施設整備費＝提案時の施設整備費×(1+(物価変動率)+0.015)

※ 施設整備費は、別紙2表「イ建設・工事監理費等」のうち「建設工事費」のみとする

別紙5 保険の詳細（第64条関係）

1. 本施設建設中の組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

2. 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

※上記に示す保険は必要最小限度のものであり、必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

別紙2 サービスの対価の支払方法（第21条関係）

1. サービスの対価の構成

事業期間中、市がJVに支払うサービスの対価項目は、以下のとおりである。

表 サービスの対価の構成

項目	費用
ア設計費等	設計費、本事業に伴う確認申請等に要する諸費用、その他設計業務を実施する上で必要な費用
イ建設・工事監理費等	建設工事費、什器・備品等の調達及び設置費、工事監理費、所有権設定に係る費用、その他建設・工事監理業務を実施する上で必要な費用

2. 支払金額及び支払いスケジュールについて

サービスの対価の支払い金額及びスケジュールについては別紙6に記載のとおりとする。

3. 支払方法

①設計費

JVは、市による完成確認後、速やかに請求書を市に対して提出すること。市は、当該請求書受領後40日以内にJVに支払いを行うものとする。

②建設工事費

JVは、市による各年度末の出来形確認、完成確認後、速やかに請求書を市に対して提出すること。市は、当該請求書受領後40日以内にJVに支払いを行うものとする。前払金については、第24条に基づき支払う。

③工事監理費

JVは、市による完成確認後、速やかに請求書を市に対して提出すること。市は、当該請求書受領後40日以内にJVに支払いを行うものとする。